

市第 9 号議案 社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

平成 28 年 3 月 31 日に社会福祉法人や社会福祉事業について規定している社会福祉法が一部改正されました。

この中で、社会福祉法人への監督に関して規定している同法第 56 条に、立入検査時の権限、是正措置勧告及びこれに従わなかった場合の公表等を内容として、新たに第 2 項から第 5 項までの 4 項が追加され、従前の第 2 項から第 7 項が第 6 項から第 11 項となりました。

このため同条の規定を準用している「社会福祉法人の助成に関する条例」について、一部改正します。

2 改正内容

「社会福祉法人の助成に関する条例」第 6 条第 3 項は、社会福祉法人への補助金等の返還命令に際して、弁明の機会を与えることなどの手続きを定めた社会福祉法第 56 条第 5 項から第 7 項までの規定を一部準用する旨規定しています。

このため、今回の社会福祉法改正の項ずれに対応し、本条例第 6 条第 3 項の条文、「法第 56 条第 5 項から第 7 項まで」を「法第 56 条第 9 項から第 11 項まで」に改正します。

○ 条例改正の対象条文

社会福祉法人の助成に関する条例（抜粋）

〔上段 改正案
下段 現 行

（使用制限等）

第 6 条 社会福祉法人は、助成に係る金銭その他の財産を助成の目的以外の目的に使用してはならない。

2 社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、市長は、既に交付した補助金もしくは貸付金または譲渡し、もしくは貸し付けたその他の財産の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 法第 56 条第 9 項から第 11 項まで
法第 56 条第 5 項から第 7 項までの規定は、前項の規定による返還を命ずる場合について準用する。

3 条例の施行予定日

公布日施行

<裏面あり>

【参考】社会福祉法（抜粋）

（監督）

第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。

5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。

8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

9 所轄庁は、第七項の規定により役員解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。

10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

※ 法改正に伴い、第2項から第5項が追加